

# 入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、本入札は、「茨城県入札公告（共通編）を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領」（以下「試行要領」という。）の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第4条の規定に基づく入札公告（共通編）によるものとする。

公告日：平成30年2月23日

茨城県道路公社 理事長 澤田 勝

## 1 担当部局（問い合わせ先）

(1) 担当課・所名	茨城県道路公社	
(2) 住所	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25	
(3) 担当及び連絡先	総務課	担当：宍戸 淳 電話：029（301）1131 FAX：029（301）1140
	工務課	担当：袖山 高幸 電話：029（301）1131

## 2 対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	30下総 第1号 道路維持管理工事	
(2) 路河川名及び工事場所	下総利根大橋有料道路 茨城県坂東市長須～千葉県野田市木間ヶ瀬	
(3) 工事概要	下総利根大橋有料道路 L=3.1km 除草工 A=35,200m2 雪氷対策工 N=1式 緊急時対策工 N=1式 橋梁補修工(支承部断面修復工) N=1式	
(4) 工期	平成31年3月31日限り	
(5) 建設工事の種類（業種区分）	土木一式工事，舗装工事	
(6) 予定価格	金 14,396,400円（消費税及び地方消費税を含む。）	
(7) 総合評価方式の適用の有無	有り	<del>本工事は、施工実績等に加え、企業の新規雇用計画（実績）に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（〇〇型）の工事である。</del>
	無し	

(8) 最低制限価格	<b>設定する</b>	
	<del>設定しない</del>	
(9) 調査基準価格	<del>設定する（特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公告（共通編）等により確認しておくこと。）</del>	
	<b>設定しない</b>	
(10) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限	有り	<del>本工事の入札は、分割発注・同一工種の工事に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。</del>
		<del>① ② ③ ④  先行して開札された工事の落札者は、同日に実施されるその後の分割工事・同一工種の工事の入札に参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。</del>
	<b>無し</b>	
(11) その他	無し	

### 3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（※注：全てを満たすこと）。

(1) 入札参加資格	土木一式工事について、平成29・30年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された各付けが <b>S又はA等級</b> であり、かつ <b>舗装工事</b> が登録されていること。	
(2) 施工実績	有り	平成19年4月1日から平成29年3月31日の期間に茨城県内で、茨城県道路公社、国、地方公共団体、独立行政法人等の発注した <b>道路維持管理工事又は道路改良工事</b> を元請けとして施工した実績があること。
	無し	
(3) 配置予定技術者	ア 本工事への専任配置について	
	<del>要</del>	<del>本工事のみの専任配置とすること</del>
	<b>不要</b>	<b>専任を要しない他工事との兼任を認める</b>
	イ 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する等、道路維持管理工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者になり得る者であること。	
	<del>ウ 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証（〇〇工事に対応するもの）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</del>	
エ 建設業許可における営業所の専任技術者について		
	<del>アにおいて専任配置が</del>	<del>営業所の専任技術者である者を配置予定技術者と</del>

	<del>「要」とされている場合</del>	<del>することは認めない。</del>
	アにおいて専任配置が「不要」とされている場合	<b>以下の条件をいずれも満たす営業所の専任技術者に限り、配置予定技術者として認める。</b> (ア) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者であること。 (イ) <u>属する営業所が、坂東市又は境町であること。</u> なお、営業所の専任技術者が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。
	オ 建設業許可における経營業務の管理責任者について	
	<del>アにおいて専任配置が「要」とされている場合</del>	<del>経營業務の管理責任者である者を配置予定技術者として認めない。</del>
	アにおいて専任配置が「不要」とされている場合	<b>経營業務の管理責任者である者であっても、配置予定技術者として認める。</b>
	カ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。ただし、アにおいて専任配置が「不要」とされている場合は、3月未満の雇用関係であっても認める。	
	キ 現在他工事に配置されている主任（監理）技術者について	
	<del>アにおいて専任配置が「要」とされている場合</del>	<del>本契約時から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（本契約日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない）。</del>
	アにおいて専任配置が「不要」とされている場合	本契約時から配置できること。
	ク 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（様式第2号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする。 <del>（2（7）において総合評価方式を適用が「有」とされている場合は、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第4号）についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する）。</del> なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。	

(4) 営業所の所在地	坂東市又は境町に建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく <b>主たる営業所(本店)</b> があること。			
(5) 建設業許可	土木一式工事について、 <del>特定建設業</del> の許可を受けていること。			
(6) 経営事項審査	土木一式工事について、契約締結日において、1年7月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けている者であること。			
(7) 対象工事の設計業務等の受託者との関係	有り	<p>ア 対象工事の設計業務等の受託者(以下「受託者」という。)でないこと。</p> <p>イ 受託者と資本又は人事面において関連がある者(※)でないこと。</p> <p>※詳細については、入札公告(共通編)による。</p> <table border="1" data-bbox="667 622 932 719"> <tr> <td>設計業務等の受託者</td> <td></td> </tr> </table>	設計業務等の受託者	
	設計業務等の受託者			
無し				
(8) 共通事項	入札公告(共通編)による。			

#### 4 設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	<p>設計図書の閲覧は次のとおり</p> <p>ア 茨城県道路公社ホームページ <a href="http://www.i-road.or.jp/data/30sekkei-simo300223.pdf">http://www.i-road.or.jp/data/30sekkei-simo300223.pdf</a></p> <p>イ 公共事業情報センター(県庁行政棟1階)</p> <p>ウ 茨城県道路公社(場所は、1(2)に同じ)</p> <p>※イ、ウについては9時から16時まで(ただし、12時から13時を除く)</p>
(2) 設計図書の購入	<del>有り</del>
	無し
(3) 設計図書に関する質疑	<p>ア 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子メールにより行うこと。</p> <p>(電子メールアドレス: nyusatsu@i-road.or.jp)</p> <p>・ <b>質疑受付期間</b></p> <p><b>平成30年2月23日～平成30年3月8日</b>(茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く)</p> <p>いずれも9時から17時まで</p> <p>・ 提出先 : 1の担当部局</p> <p>・ <b>回答閲覧期間</b></p> <p><b>平成30年2月23日～平成30年3月8日</b>(休日を除く)</p> <p>いずれも9時から17時まで</p> <p>イ アによりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。回答は、書面により行い、茨城県道路公社に於いて閲覧に供する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑受付期間 平成30年2月23日～平成30年3月8日（休日を除く）</li> <li>・ 書面の提出先：1の担当部局に同じ。 FAX番号：029（301）1140</li> <li>・ 回答閲覧期間 平成30年2月23日～平成30年3月8日（休日を除く） いずれも9時から17時まで（正午から13時までを除く）</li> </ul>
(4) 現場説明会	実施しない。

## 5 競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

(1) 申請方法	郵便（簡易書留郵便に限る。）又は持参により申請すること。	
(2) 申請期間	ア 締 切： <b>平成30年3月9日（金）</b> 17時（必着） ※：休日は申請を受け付けない。	
(3) 申請時の提出書類	<del>2(7)において総合評価方式の適用の有無が「有」の場合</del>	<del>ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」（様式第2号）（承認を受けたうえ紙申請とする場合は、様式第1号についても作成のうえ、併せて申請（提出）すること。）</del> <del>イ 5-2(1)に示す技術資料（総合評価方式関連）</del> <del>ウ 競争参加資格確認資料（様式第2号）2/2面 作成要領2(1)～(3)の資料</del> <del>エ 必要に応じ、(4)に係る申請書</del>
	2(7)において総合評価方式の適用の有無が「無」の場合	ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」（様式第2号）（承認を受けたうえ紙申請とする場合は、様式第1号についても作成のうえ、併せて申請（提出）すること。） イ 必要に応じ、(4)に係る申請書（主任（監理）技術者重複申請書） <a href="http://www.i-road.or.jp/data/30sikaku300223.pdf">http://www.i-road.or.jp/data/30sikaku300223.pdf</a>
(4) 配置予定技術者の重複申請	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、2(10)において、本工事の落札者が入札に参加できないとされている工事又は落札者が本工事の入札に参加できないとされている工事がある場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。 ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること（(3)と併せて、郵送（簡易書留に限る）、又は持参すること）。 イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること）。	

	<p>ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。</p> <p>※：郵送による場合には書留郵便によること。</p> <p>なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、押印済みの取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。</p>
(5) 共通事項	入札公告（共通編）による。

~~5-2 総合評価方式に係る技術資料~~

~~2(7)において、総合評価方式の適用の有無が「有」とされている場合、5の競争参加資格確認申請に併せ、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。~~

<del>(1) 提出を求める技術資料</del>	<del>ア 技術資料の提出について（様式第1-1号）</del> <del>イ 評価点算定資料一覧表（様式第1-〇号）</del> <del>ウ 工事成績評定評価対象工事資料（様式第2号）</del> <del>エ 施工実績評価資料（様式第3号）</del> <del>オ 配置予定技術者評価資料（様式第4号）</del> <del>カ 災害時地域貢献実績評価資料（災害協定締結）（様式第6-1号）</del> <del>キ 災害時地域貢献実績評価資料（災害活動実績）（様式第6-2号）</del> <del>ク 地域活動実績評価資料（様式第7号）</del> <del>ケ 新規雇用計画書（様式第1-4-1号）</del>
<del>(2) 提出方法</del>	<del>5(1)に同じ。（5の書類と併せて提出すること。）</del>
<del>(3) 提出期間</del>	<del>5(2)に同じ。</del>
<del>(4) 提出した技術資料の変更の可否</del>	<del>提出された技術資料の変更は認めない。</del>
<del>(5) 技術資料の評価方法等</del>	<del>ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。</del> <del>イ その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告（共通編）による。</del>
<del>(6) 競争参加資格に関する事項</del>	<del>技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。</del>

6 入札手続等

<p>(1) 入札方法</p>	<p>郵便（簡易書留郵便に限る。）による入札とすること。 封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。 ・中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。 ・表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書、連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きする。</p>	
<p>(2) 入札書提出期間</p>	<p>ア 受付開始：平成30年3月19日（月） 9時 イ 締 切：平成30年3月27日（火） 17時（必着） ※休日は入札を受け付けない。</p>	
<p>(3) 入札金額</p>	<p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。</p>	
<p>(4) 入札時の添付書類</p>	<p>入札の際に、入札書に記載される<b>入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める</b>（入札書の提出と併せて、提出すること）。 <del>なお、該当する場合は、(5)の調査票についても郵送（書留に限る）等により提出すること。</del> <a href="http://www.i-road.or.jp/data/30utiwake300223.pdf">http://www.i-road.or.jp/data/30utiwake300223.pdf</a></p>	
<p>(5) 低入札価格調査に係る各調査票の事前提出</p>	<p>2(9)において調査基準価格を「設定しない」とされている場合</p>	<p><b>調査票の提出は要しない。</b></p>
	<p><del>2(9)において調査基準価格を「設定する」とされている場合</del></p>	<p><del>ア 入札に際し、2(6)に示す予定価格の90%未満に相当する額で入札しようとする者は、「低入札価格調査制度実施要領」第6条第1項に掲げる①から⑭の各調査表の提出を求める(⑭～⑯の資料は任意)。</del> <del>イ アの場合において、入札に際して一部でも各調査表を提出しなかった者のした入札は、無効とする。</del> <del>ウ アの提出方法については、原則郵送（書留に限る）により、(6)に示す開札日の前日迄に1の担当部局に到着するよう送付すること。</del></p>

		<del>エ その他の提出書類（工事費内訳書等）との合計容量が2メガバイト以下となる場合に限り、ウによらず、入札書の提出と併せて電子入札システムにより提出することも可とする。</del> <del>オ 担当部局の了解を得た場合に限り、ウ、エによらず、持参による調査票（紙媒体）の提出についても可とする（提出期限は、ウと同日の16時までとする）。</del>
(6) 競争入札執行（開札）の日時（予定）	<b>平成30年3月28日（水）10時00分から</b> <b>（一財）茨城県建設技術公社 会議室</b>	
(7) 入札参加者の立会	入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。	
(8) 1者だけの応札の場合	入札の執行を取り止める。 <del>有効な入札として取り扱う。</del>	
(9) 落札金額が同一となった場合	落札となるべき同一の金額の入札をした者が、2者以上あるとき「くじ引き」の手続きを行うので、連絡担当者は当日連絡を受けられる体制を整えておくこと。	
(10) 共通事項（落札者の決定方法等）	入札公告（共通編）による。	

#### 7 入札執行後、直ちに落札予定者が提出する資料

(1) 提出書類	2(7)において総合評価方式の適用が「無」の場合	速やかに、下記の資料をFAX等で発注機関に提出すること。 ア 競争参加資格確認資料（様式第2号）2/2面 作成要領2(1)～(3)の資料 イ 契約締結（予定）日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）
	<del>2(7)において総合評価方式の適用が「有」の場合</del>	<del>速やかに、下記の資料をFAX等で発注機関に提出すること。</del> <del>・契約締結（予定）日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）</del>
(2) 留意事項	(1)の書類を提出しない者のした入札は無効とする。	

#### 8 その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3) 前払金、中間前払金、部分払い	ア 詳細については、入札公告（共通編）による。
(4) 契約書	建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年規則第69号）様式第2号）により、契約書を作成するものとする。



(5) 議会の議決	不要	
	<del>要</del>	<del>この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項に規定する議会の議決を要する。 なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めるとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。</del>
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合	予算承認後に効力を生じる事業である。
	<del>(5)において、議会の議決が「要」とされている場合</del>	<del>本工事に係る工事請負契約については、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項第5号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。</del>
(7) 建設リサイクル関連	<del>有り</del>	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしうで入札すること。 イ 契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。
	無し	
(8) 火災保険付保険の要否	<del>要する</del>	不要とする
(9) 関連工事の随意契約予定	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定	
		<del>有り</del> 無し
(10) 最低制限価格又は調査基準価格の算定に係る留意事項	無し	
	<del>有り</del>	ア _____ イ _____
(11) 共通事項	入札公告（共通編）による。	

9 その他

(1) 入札公告（共通編）については，以下のアドレスに公告する。

URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/koukokukyoutsuhen/>

※：公告日に応じ，適用となる入札公告（共通編）が変わることに注意。

(2) 本公告文において，取り消し線[例：~~入札公告~~]が付された部分については，入札公告としての効力を有しないものとする。